

簡易ガス事業者様へ

消費税法・石油石炭税の対応に伴う、申請手続きのご支援について

(ご案内)

平成 25 年 12 月 吉日
株式会社カナデンプレイン

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社システムのご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

消費税法改正、石油石炭税の料金転嫁に伴い、供給約款の変更手続きが必要となります。

手続きに際しまして、ご不明な点などございましたら、お気軽にご相談ください。





カナデンプレインは、手続き、および販売業務がスムーズに進むよう、全面的にご支援致します。

敬具

記

1. 申請方法と時期

消費税法改正、石油石炭税の料金転嫁の対応が重なりますので、手続のパターンも複数の方法がございます。以下のパターンからご選択いただく事になります。

パターン	手続き	平成 25 年 2 月	3 月	4 月	5 月
1 (個別)	消費税	2/19 申請		4/1 実施	
	石油石炭税			4/1 以降に申請  ※仕入元からの証明が取れ 次第実施。	
2 (同時)	消費税	2/19 申請		4/1 実施	
	石油石炭税	2/19 申請		※同時に申請し、実施までは切 換措置を適用。	
3	消費税	2/19 申請		4/1 実施	
	石油石炭税			※申請しない。	

※パターン2が最も手間をかけず、手続きを終えることができる方法です。

※管轄の経済産業局が受理される場合、これに加え料金改定の手続きも同時に進めることができます。

2. 支援の流れ

- (1) 申込受付 (FAX など)
- (2) 必要書類の提供 (郵送)
(必要書類)
 - ・ 現行の供給約款 (コピー)
 - ・ 前回の石油石炭税の届出書類 (コピー)
- (3) 資料作成
 - ・ 日本コミュニティーガス協会が提供するツールで作成。
 - ・ 事業者での差異をチェックし修正。
- (4) 申請書類 (例) を返送

※約 1 週間お時間を頂きます。消費税の申請手続きは、

平成 26 年 2 月 19 日 (水) が期限となりますのでお早めに申込ください。

3. 料金 (税込)

基本料金 : 10,000 円

加算料金 :

- ・ 個別申請 (消費税、石油石炭税それぞれ手続きする場合)

5,000 円 / 地点群

- ・ 同時申請 (消費税、石油石炭税をご一緒に手続きする場合)

8,000 円 / 地点群

お問い合わせ先

株式会社カナデンブレイン

<東京> 03-3433-5101 <福岡> 092-733-1331

<http://www.kanadenbrain.co.jp>